

第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

- ※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務(改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)

- ※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

第1次一括法の改正概要（義務付け・枠付けの見直し関係）

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 施設・公物設置管理の基準

<現行>

施設基準は
政省令で規定

<見直し後>

・施設等基準は条例で規定
・政省令は条例制定の基準へ

(1) 「従うべき基準」の例

福祉施設（児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護施設、障害者支援施設、認定こども園等）

- 職員の資格及び数（例：保育士等の配置基準等）
- 居室面積等（例：ほふく室3.3㎡以上等）
- サービスの適切な利用等に関する事項（例：虐待等の禁止、秘密保持等） ※附則第46条に検討規定

(2) 「標準」の例

- ①養護老人ホーム等：利用者数
- ②保育所：居室面積（ただし、省令基準に照らして大臣が指定する地域について政令で定める日までの間）

(3) 「参酌すべき基準」の例

- ①福祉施設：「標準」及び「従うべき基準」以外の基準（例：保育所の屋外遊戯場面積、特養の廊下幅及び食堂や機能訓練室の面積等）
- ②職業能力開発施設：施設外訓練等の実施の基準
- ③へき地手当：へき地手当の月額等
- ④公営住宅：整備基準、入居収入基準
- ⑤道路：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識及び警戒標識の寸法
- ⑥河川：準用河川における河川管理施設等の構造基準

※「検討規定」(附則第46条)

今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設の基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

(1) 認可の見直し

〔学校教育法関係〕

- 市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ

〔漁港漁場整備法関係〕

- 漁港区域の指定等の大臣認可 → 事後報告へ

〔港湾法関係〕

- 港湾区域の設定の大臣認可 → 届出へ
(国際戦略港湾等は同意協議へ)

(2) 承認の見直し

〔海岸法関係〕

- 海岸保全施設の工事に係る大臣承認 → 同意協議へ

(3) 同意協議等の見直し

〔森林病虫害等防除法関係〕

- 高度公益機能森林等の区域指定等の大臣同意協議 → 一部を事後報告へ

- 都道府県防除実施基準に係る大臣協議 → 事後報告へ

〔企業立地促進法関係〕

- 基本計画に係る大臣同意協議 → 一部の同意協議廃止へ

〔港湾法関係〕

- 特定埠頭の運営の事業認定の大臣同意協議 → 事後通知へ（国有財産である港湾施設等を含む場合を除く）

〔下水道法関係〕

- 流域別下水道整備総合計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

- 公共下水道事業計画に係る大臣（知事）認可 → 協議又は届出へ

〔都市計画法関係〕

- 都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議 → 廃止へ

- 市の都市計画決定に係る知事同意協議 → 協議へ

〔国土利用計画法関係〕

- 土地利用基本計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

〔自動車NOx法関係〕

- 総量削減計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

〔大気汚染防止法関係〕

- 総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ

〔ダイオキシン類対策特別措置法関係〕

- 総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ

(4) 協議の見直し

〔災害対策基本法関係〕

- 都道府県地域防災計画に係る大臣協議 → 事後報告へ

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律関係〕

- 学校運営協議会設置に係る都道府県教委協議 → 廃止へ

〔文化財保護法関係〕

- 国有地での発掘に係る関係各省庁協議 → 廃止へ

〔林業労働力の確保の促進に関する法律関係〕

- 基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ

〔農業改良助長法関係〕

- 都道府県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ

〔農業振興地域の整備に関する法律関係〕

- 基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ

〔中小企業団体の組織に関する法律関係〕

- 商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ

〔道路法関係〕

- 都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ

〔自然環境保全法関係〕

- 特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ

〔辺地法関係〕

- 市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部廃止へ

(5) その他

〔地方公営企業法関係〕

- 利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務の廃止等
- 企業団の監査委員の定数に係る規定の廃止

3. 計画等の策定及びその手続

(1) 策定義務の規定そのものの廃止

- 職階制に適合する給料表に関する計画 [地方公務員法関係]
- 資金貸付事業計画 [小規模企業者等設備導入資金助成法関係]
- 地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想 [地域産業資源活用促進法関係]

(2) 策定義務の「できる」規定化等

- 農山漁村電気導入計画 [農山漁村電気導入促進法関係]

- 中小企業支援事業の実施に関する計画 [中小企業支援法関係]
- 消防広域化の推進計画(含:計画の内容を例示化) [消防組織法関係]
- 辺地総合整備計画(含:計画の内容の一部を例示化) [辺地法関係]

(3) 内容の例示化

- 基本計画の内容の一部を例示化 [中心市街地の活性化に関する法律関係]
- 防災計画の内容の一部を例示化 [石油コンビナート等災害防止法関係]
- 都道府県の医療計画の内容の一部を例示化 [医療法関係]

第1次一括法の施行期日一覧

条番号	府省	法律名	制定年	法律番号	重点事項区分	施行期日			経過措置規定条文	ハネ改正規定条文
						①公布日施行(23.5.2)	②公布日から3ヶ月を経過した日(23.8.2)	③24.4.1		
1	内閣府	災害対策基本法	昭和36年	法律第223号	b	○			附則第2条	
2	内閣府	中心市街地の活性化に関する法律	平成10年	法律第92号	c					附則第29条、附則第42条
3	内閣府	内閣府設置法	平成11年	法律第89号		○				
4	総務省	消防組織法	昭和22年	法律第226号	c	○				
5	総務省	地方公務員法	昭和25年	法律第261号	c	○				
6	総務省	地方公営企業法	昭和27年	法律第292号	*			○		
7	総務省	辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	昭和37年	法律第88号	bc		○			
8	総務省	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年	法律第84号	c	○				
9	文部科学省	学校教育法	昭和22年	法律第26号	b	○			附則第3条	附則第27条、附則第38条(構造改革特別区域法第30条第1項及び第2項の改正規定を除く。)
10	文部科学省	文化財保護法	昭和25年	法律第214号	b	○				
11	文部科学省	へき地教育振興法	昭和29年	法律第143号	a			○		
12	文部科学省	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	昭和31年	法律第162号	b	○				
13	厚生労働省	児童福祉法	昭和22年	法律第164号	a			○	附則第4条、附則第7条(児童福祉法に係る部分に限る。)	
14	厚生労働省	医療法	昭和23年	法律第205号	c	○				附則第26条
15	厚生労働省	老人福祉法	昭和38年	法律第133号	a			○	附則第7条(老人福祉法に係る部分に限る。)	附則第38条(構造改革特別区域法第30条第1項及び第2項の改正規定に限る。)
16	厚生労働省	職業能力開発促進法	昭和44年	法律第64号	a			○	附則第5条	
17	厚生労働省	林業労働力の確保の促進に関する法律	平成8年	法律第45号	b	○				
18	厚生労働省	介護保険法	平成9年	法律第123号	a			○	附則第6条、附則第36条	附則第35条
19	厚生労働省	障害者自立支援法	平成17年	法律第123号	a			○	附則第7条(障害者自立支援法に係る部分に限る。)	
20	厚生労働省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	平成18年	法律第77号	a			○		附則第30条、附則第37条
21	農林水産省	農業改良助長法	昭和23年	法律第165号	b	○				
22	農林水産省	森林病虫害等防除法	昭和25年	法律第53号	b		○		附則第8条	
23	農林水産省	漁港漁場整備法	昭和25年	法律第137号	b	○			附則第9条	
24	農林水産省	農山漁村電気導入促進法	昭和27年	法律第358号	c	○				
25	農林水産省	農業振興地域の整備に関する法律	昭和44年	法律第58号	b		○			附則第33条、附則第41条
26	経済産業省	小規模企業等設備導入資金助成法	昭和31年	法律第115号	c			○		
27	経済産業省	中小企業団体の組織に関する法律	昭和32年	法律第185号	b*		○		附則第10条	
28	経済産業省	中小企業支援法	昭和38年	法律第147号	c		○		附則第11条	
29	経済産業省	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	平成19年	法律第39号	c			○	附則第12条	
30	経済産業省	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	平成19年	法律第40号	bc		○			
31	国土交通省	港湾法	昭和25年	法律第218号	b		○		附則第13条	附則第25条
32	国土交通省	公営住宅法	昭和26年	法律第193号	a			○	附則第14条	附則第34条、附則第39条(独立行政法人都市再生機構法第29条第1項の改正規定に限る。)
33	国土交通省	道路法	昭和27年	法律第180号	a			○	附則第15条	附則第31条
34	国土交通省	海岸法	昭和31年	法律第101号	b	○			附則第16条	
35	国土交通省	下水道法	昭和33年	法律第79号	b			○	附則第17条	附則第28条、附則第32条、附則第39条(独立行政法人都市再生機構法第29条第1項の改正規定を除く。)、附則第40条
36	国土交通省	河川法	昭和39年	法律第167号	a			○	附則第18条	
37	国土交通省	都市計画法	昭和43年	法律第100号	b		○		附則第19条	
38	国土交通省	国土利用計画法	昭和49年	法律第92号	b		○			
39	環境省	大気汚染防止法	昭和43年	法律第97号	b	○			附則第20条	
40	環境省	自然環境保全法	昭和47年	法律第85号	b	○				
41	環境省	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成4年	法律第70号	b	○			附則第21条	
42	環境省	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年	法律第105号	b	○			附則第22条	
合計						18	10	14		

※第2条は別の施行日。道路法は②・③の重複があり、全部で42法律となる。

※区分:(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続、(*)その他の義務付け・枠付け

条例委任事項一覧(地方分権改革推進計画・第1次一括法)

計画番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村		
2	文科省	へき地教育振興法	5の2		5の2	1~3	○		参酌	へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準を条例委任
2	文科省	へき地教育振興法	5の3		5の3	1・2	○		参酌	へき地手当に準ずる手当に関する基準を条例委任
4	厚労省	児童福祉法	/	/	21の5の18	1	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定通所支援に従事する従業者に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項
4	厚労省	児童福祉法	/	/	21の5の18	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき・標準・参酌	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項
4	厚労省	児童福祉法	24の12	1	24の12	1	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
4	厚労省	児童福祉法	24の12	2	24の12	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき・参酌	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
4	厚労省	児童福祉法	45	2	45	1	○	○ (指定都市、中核市(一部の基準のみ)、児童相談所設置市)	従うべき・標準・参酌	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準)。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定(標準))を条例委任

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村		
5	厚労省	老人福祉法	17	2	17	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
6	厚労省	職業能力開発促進法	15の6	1	15の6	1	○		参酌	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準を条例委任
6	厚労省	職業能力開発促進法	15の6	3	15の6	3	○	○	参酌	公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準を条例委任
7	厚労省	介護保険法				42	1	○	従うべき・標準・参酌	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、74条並びで改正するもの。
7	厚労省	介護保険法				54	1	○	従うべき・標準・参酌	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、115条の4並びで改正するもの。
7	厚労省	介護保険法	74	1	74	1	○		従うべき	指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	78の4	1	78の4	1		○	従うべき	指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	115の4	1	115の4	1	○		従うべき	指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村		
7	厚労省	介護保険法	115の14	1	115の14	1		○	従うべき	指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	74	2	74	2		○	従うべき・標準・参酌	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	78の4	2	78の4	2		○	従うべき・標準・参酌	指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定(従うべき基準)・その他の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	115の4	2	115の4	2		○	従うべき・標準・参酌	指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	115の14	2	115の14	2		○	従うべき・標準・参酌	指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定(従うべき基準)・その他の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	88	1	88	1		○	従うべき	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	97	2	97	2		○	従うべき	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準(医師及び看護師を除く。)(介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任

計画番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村		
7	厚労省	介護保険法	88	2	88	2	○		従うべき・参酌	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
7	厚労省	介護保険法	97	1	97	1	○		参酌	介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準(療養室、診療室及び機能訓練室を除く。)を条例委任
7	厚労省	介護保険法	97	3	97	3	○		従うべき・参酌	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
7	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	1	110	1	○		従うべき	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
7	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	2	110	2	○		従うべき・参酌	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法			30	1	○		従うべき・標準・参酌	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、43条及び44条並びで改正するもの。
8	厚労省	障害者自立支援法	43	1	43	1	○		従うべき	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	43	2	43	2	○		従うべき・標準・参酌	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村		
8	厚労省	障害者自立支援法	44	1	44	1	○		従うべき	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	44	2	44	2	○		従うべき・参酌	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	80	2	80	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	84	2	84	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	3	1	○		従うべき	教育、保育等を総合的に提供する施設(幼稚園又は保育所等)の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	2	3	3	○		従うべき	教育、保育等を総合的に提供する施設(幼保連携施設)の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	6	2	3	1・3	○		参酌	認定こども園の表示に関する基準を条例委任
10	国交省	公営住宅法	5	1	5	1	○	○	参酌	公営住宅の整備基準を条例委任
10	国交省	公営住宅法	/	/	5	2	○	○	参酌	共同施設の整備基準を条例委任 ※計画にはないが、5条1項並びで改正するもの。
10	国交省	公営住宅法	23		23		○	○	参酌	公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準を条例委任

計画 番号	府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村		
11	国交省	道路法	30	1	30	4	○	○	参酌	都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例委任
11	国交省	道路法	30	2			○	○		
11	国交省	道路法	45	2	45	3	○	○	参酌	都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識(これらに付随する補助標識を含む。)の寸法及び文字の大きさに係る基準を条例委任
12	国交省	河川法	100		100	1		○	参酌	準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を条例委任
* 2	総務省	地方公営企業法	32		32	2・3	○	○	—	条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。